

公募施設名 丸岡公園

担当課 建設施設管理課、商工観光施設課、横川総合支所市民生活課

## 質問に対する回答

質問事項等		回答内容
1	<p><b>【資料名・該当箇所】</b> 募集要項 1 ページ 1 対象施設の概要（霧島市横川体験農園）</p> <p><b>【質問事項】</b> 霧島市横川体験農園については、直近の5か年間において毎年度の利用件数が3件以内に止まっています。街中の農業体験と異なり、利便性が良いとは言えない横川体験農園を利用する人が少ないのは当然であり、当該施設の設置及び管理条例で定める当該施設の設置目的と現状では大きな乖離があり、地方自治法第244条の2第3項中の「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとき」には該当しないものと考えます。他施設の公募の際に同じような施設があり再検討の結果、公募施設から除外されたことがありましたが、同様に除外について検討する考えはないかお伺いします。</p>	<p>横川体験農園は、「農業者以外の者が野菜又は花等を栽培し、自然にふれあいながら農業に対する理解を深めること等を目的として」設置されています。直近5年間の利用件数が3件以内と少ない実績でしたが、今後も民間のノウハウを活用させていただきながら、さらなる成果向上を目指していきたいと考えます。また、体験農園は横川農業交流センターと同じ事業で整備されており、運営管理においても分けて取り扱うことが難しいと考えております。</p>
2	<p><b>【資料名・該当箇所】</b> 丸岡公園の管理業務リスク分担表 (第三者への賠償)</p> <p><b>【質問事項】</b> 指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合の負担者は指定管理者となっています。民法第709条に基づき被害者が指定管理者に対して損害賠償を求めた場合は、指定管理者が対応をすることになりますが、被害者が国家賠償法第1条に基づいて市に対して損害賠償を求めた場合は、市が矢面に立って対応しなければなりません。(国家賠償法第1条は「国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって</p>	<p>指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合、事実関係の調査や被害者の対応など、指定管理者と市が連携して対応しますが、賠償金については、国家賠償法に基づき市が被害者に支払った後、市が指定管理者に求償するため、指定管理者の負担としています。</p>

	<p>違法に他人に損害を与えたときは、国又は地方公共団体が、これを賠償する責に任ずる」とあり、公権力の行使に当たる公務員には指定管理者も該当するためです。) よって、この場合のリスク分担は、市及び指定管理者で負担する、つまり両者協議により対応することが適当ではないでしょうか。</p>	
3	<p><b>【資料名・該当箇所】</b> 丸岡公園の管理業務リスク分担表 (需要見込みと異なる状況)</p> <p><b>【質問事項】</b> 当初の需要見込みと異なる状況による損失は、指定管理者の負担となっていますが、そもそも施設管理における需要(支出)見込みについては、市が算出した結果を指定管理者へ提示し、指定管理者は提示された金額を超えない範囲で収支予算書を作成しているにすぎません。 つまり、指定管理者が需要額を見積もって提案しているわけではありませんので、指定管理者だけの責任とするのではなく、市と指定管理者が協議のうえ負担方法等を決定することが適当であると考えます。 市の見解をお伺いします。</p>	<p>基準価格は市が事前に提示する公募条件であり、指定管理料の上限額です。指定管理者制度は、民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上やコスト削減を図ることを目的としていますので、申請者は基準価格内で管理運営可能であると自ら試算・判断した上で応募したものと認識しています。また、不可抗力や行政執行上の理由による事業変更、原油価格変動については、リスク分担表に基づき市が負担します。</p>
4	<p><b>【資料名・該当箇所】</b> 丸岡公園の管理業務リスク分担表 (運営費の上昇)</p> <p><b>【質問事項】</b> 「市以外の要因による運営費の上昇」について指定管理者側の負担となっていますが、指定管理者側の非効率な運営によって運営費用が増大した場合は当然のことです。しかし、最低賃金の引き上げによって人件費が増大したことや物価高騰などの理由により外部委託先の企業から値上げ請求があった場合、市の管理であれ指定管理者による管理であれ請求どおりの委託費を支払わなければなりません。 工事請負契約や業務委託契約とは異なり、市が設置した公の施設の管理においては市と指定管理者の連携、協力が不可欠と考えますの</p>	<p>リスク分担表を前提としますが、予測不可能な社会的経済情勢の変化に対しては、双方が対等なパートナーとして協議に臨むべきであると考えます。 市と指定管理者が締結する基本協定書には、物価や経済情勢の著しい変動、または法令の改正等により、あらかじめ定めた指定管理料が著しく不適当となった場合、「市と指定管理者で協議の上、指定管理料の額を改定することができる」旨の条項が盛り込まれています。 そのため、著しい物価高騰や最低賃金改定の影響が生じた場合には、指定管理者からの協議申し入れに真摯に応じ、経営状況や支出の内訳を精査した上で、双方が納得できる適切な負担方法を決定していくことが妥当であると考えます。</p>

	<p>で、「市以外の要因による運営費の上昇」があった場合には、市及び指定管理者双方で協議し負担方法を決定することが適当ではないでしょうか。</p> <p>市の見解をお聞かせください。</p>	
5	<p><b>【資料名・該当箇所】</b> 丸岡公園の管理業務リスク分担表 (物価変動(原油価格変動を除く。))</p> <p><b>【質問事項】</b> 国際情勢の著しい変化に伴い、各種製品の製造に必要な原材料が不足することによって物価が高騰(変動)することは日常茶飯事です。</p> <p>例えば1,000円の品物が10,000円になったとしても必要であれば購入しなければならず、これは市が管理する場合も指定管理者が管理する場合でも同じことです。</p> <p>物価変動については、市、指定管理者のどちらにも責任はありませんので、指定管理者側だけに負担を押し付けることは適当ではありません。負担については双方が協議して決定すべきであると考えます。</p> <p>市の見解をお伺いします。</p>	<p>1,000円の品物が10,000円になるような急激な物価高騰は、市、指定管理者の双方にとって予期せぬ不可抗力であり、双方が対等な立場で協議を行い、適切な負担方法を決定することが不可欠であると考えます。</p>
6	<p><b>【資料名・該当箇所】</b> 募集要項 4ページ 7 利用料金</p> <p><b>【質問事項】</b> 市長の承認について</p> <p>① 利用料金を決定するためにはあらかじめ市長の承認を受ける必要がありますが、一度承認された利用料金は指定管理期間(5年間)中に指定管理者から変更承認の申請がない限り変更されることはないかと理解してよろしいですか。</p> <p>② 利用料金の承認を受ける際は、「規模・形態等において類似施設の同種の料金と比較して、均衡の取れたものである必要があります」とありますが、このほかに券売機等で利用者が購入しやすい料金設定にも配慮する必要があると考えますが、市の見解をお聞かせください。(例：</p>	<p>① 市の承認した利用料金の変更については、期限等の条件が付されない限り、原則、5年間有効です。しかし、利用料金は、市が条例で定めた上限額の範囲内で設定されるため、条例が改正され、上限額や料金体系そのものが変更された場合、指定管理者はそれに合わせて改定の申請を行う必要があります。</p> <p>② 利用料金変更の申請にあたり、条例に定めた金額からの値下げによって生じる減収を指定管理者の創意工夫や利用者の増加でカバーできるかを考慮した提案であれば、利用者が利用しやすく、また、指定管理者が円滑に業務を行えるような実務上の利便性を図るための料金設定として、承認することが可能と考えます。</p>

	釣銭を考慮して220円を200円に設定する場合)	
7	<p><b>【資料名・該当箇所】</b> 基準価格内訳書</p> <p><b>【質問事項】</b></p> <p>① 利用料金収入はゴーカートコースの延伸等のリニューアルにより前期に比較し大幅な収入増が見込まれており、このことについては理解できますが、それに見合うだけの人件費が積算されているようには思えません。</p> <p>ゴーカート売り上げ増のためには、人員の増員が必要であり、またゴーカート延伸工事に伴い管理面積が拡大したことによる作業人員の増員も必要となります。加えて、支出項目の「施設管理費」に計上されていた作業員賃金が人件費に移行しているようですが、人件費の内容欄に記載されている人員数と管理上必要となる人員数が一致しませんので、以下の例のとおり施設ごとにお示しいただけないでしょうか。</p> <p>例：レストラン常勤職員○名、非常勤職名○名、アルバイト○名、ゴーカート及びふれあい広場常勤職員○名、非常勤職員○名、アルバイト○名、交流センター常勤職員○名、非常勤職員○名、公園管理作業員（非常勤）○名</p> <p>② 公募施設のうち、農業交流センターと森林活用環境施設（バンガロー）は隣接していますが、設置目的は異なり所管課も異なります。</p> <p>ところがバンガローは宿泊施設であるにも拘わらず管理棟（管理事務所）がないため、農業交流センターで受け付けを行っています。つまり、農業交流センター従業員が兼務で行っていますが、宿泊施設に人員が配置されていないことは甚だ疑問です。宿泊者がいる場合は、苦情や問い合わせに対応するため管理事務所に朝まで常駐するか、最低でも午後10時までは常駐することが適当であると考えます。このことは以前から市へ申し上げてきたことですが、今回人員</p>	<p>① 本募集は、設置目的の異なる複数の施設を一括して管理運営することで、指定管理者制度の目的である民間のノウハウを活用した、住民サービスの向上やコスト削減が期待できるものと考えます。そのため、複数施設間での職員の兼務や柔軟なシフト体制を想定しており、施設ごとに固定の配置人数を示すことはいたしません。</p> <p>提示している「基準価格内訳書」は、あくまで市が積算した際の内訳であり、各費目の上限額を示すものではありません。総額である基準価格の範囲内であれば、民間事業者のノウハウを活かした、より効率的な配置計画や経費配分への変更・提案が可能です。</p> <p>②③ 一律に夜間10時まで、または朝までの常駐を想定した積算はしていません。本募集は設置目的や所管課の異なる複数施設を一括して委託することで、民間事業者が全体のシフトを効率化することを前提としています。利用者がいない日も含めて年間を通じて夜間常駐を義務付けることは、費用対効果の観点から一律での導入が困難です。</p> <p>ただし、宿泊者がいるにもかかわらず、完全に無人かつ連絡が取れない状態にすることは住民サービスおよび安全管理の観点から認められないため、突発的な宿泊者への対応等にかかる時間外勤務をあらかじめ人件費として積算したものです。</p>

	<p>の配置を検討されたのかお伺いします。</p> <p>③ 人件費の内容に「時間外分」とあります。基準価格内訳書において初めて目にする項目ですが、人員を配置する代わりに時間外勤務で対応しなさいということなのかお伺いします。併せてどのようにして積算されたのかお伺いします。</p>	
8	<p>【資料名・該当箇所】</p>	<p>プールは平成 20 年度からろ過機のポンプモーターの不具合により使用していません。</p> <p>安全的、継続的な使用が困難なため、今後の修繕の予定もなく、今回の公募において管理施設には含んでいません。</p>
	<p>【質問事項】</p> <p>プールは使用されているのか、使用していないければいつからどうゆう理由で使用されていないのか。</p>	
9	<p>【資料名・該当箇所】</p>	<p>既設の木製遊具は老朽化により現在使用中止にしています。令和 9 年度に撤去・新設の予定です。</p>
	<p>【質問事項】</p> <p>ナイター付き総合運動場の遊具は修繕されるのか、いつから使用されていないのか。</p>	
10	<p>【資料名・該当箇所】</p>	<p>運動場は、多目的広場として使用しています。なお、ナイター設備は使用できず、今後、修繕の予定もありません。</p> <p>また、令和 8 年度の公園整備事業に伴い、広場西側を駐車場として整備するため、広場面積は減少します。</p>
	<p>【質問事項】</p> <p>ナイター付き総合運動場は使用されているのか、また使用されている場合はどのような方々が使用しているのか。</p>	
11	<p>【資料名・該当箇所】</p>	<p>パンフレット等の作成は想定していませんが、必要に応じて基準価格の範囲内で提案することも可能です。</p>
	<p>【質問事項】</p> <p>印刷製本費用が0円となっているが、パンフレット等は作成していないのか。</p>	
12	<p>【資料名・該当箇所】</p>	<p>ゴーカート発着場南側の市道沿いにあるトイレは、近くにトイレを新設したため、使用していません。今後の使用も見込んでおらず、また、公募の管理施設には含んでいません。</p>
	<p>【質問事項】</p> <p>トイレが使用できない箇所があるが修繕されるのか。</p>	
13	<p>【資料名・該当箇所】</p>	<p>貸付けに係る賃借料は、1㎡当たり 170 円です。また、収穫された野菜等は借主のものです。</p>

	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>体験農園の利用料はいくらで設定されているのか、また植えた野菜等はどうしているのか。</p>	<p>その他、詳細については、霧島市横川体験農園の設置及び管理に関する条例及び霧島市横川体験農園の設置及び管理に関する条例施行規則をご確認ください。</p>
14	<p><b>【資料名・該当箇所】</b></p>	<p>緑地公園については、霧島市都市公園条例により市外の方がグラウンドゴルフを行う場合及びグラウンドゴルフ用具を使用する場合の料金を定めています。</p> <p>令和6年度の利用料金収入が他の年度と比較して少なくなったのは、市外利用者数や用具使用者数の減少、利用料金の減免が一因として考えられます。</p> <p>なお、市及び市教育委員会に起因する利用料金の減免による利用料金の収入減は、全額市が負担します。</p>
	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>緑地公園の収入が令和6年度から大幅減となっているはなぜなのか。</p>	
15	<p><b>【資料名・該当箇所】</b></p>	<p>霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例において、レストランの開館時間は午前10時から午後6時までと定められており、現在、午後6時以降の開館はしていません。</p> <p>なお、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて開館時間の変更をすることもできます。</p>
	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>レストランの夜の使用頻度はどうなっているのか、どのように使用されるのか。</p>	
16	<p><b>【資料名・該当箇所】</b></p>	<p>バンガローについて、利用者がいない日も含めて年間を通じて夜間常駐等を義務付けることは、費用対効果の観点から一律での導入が困難ですが、宿泊者がいるにもかかわらず、完全に無人かつ連絡が取れない状態にすることは住民サービスおよび安全管理の観点から認められないため、突発的な宿泊者への対応等にかかる時間外勤務をあらかじめ人件費として積算しています。</p> <p>また、ナイター設備は現在使用できないため、夜間の人員配置等は想定していません。</p>
	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>バンガローやナイターを使用している時の夜の管理体制はどうなっているのか。</p>	
17	<p><b>【資料名・該当箇所】</b></p>	<p>ゴーカートの修繕等を誰が行うかは定めていません。指定管理者が対応できない修繕については、業者に依頼する必要があります。</p>
	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>ゴーカートが破損した場合、修繕等はどうしているのか、業者依頼なのか選任を雇用しているのか。</p>	

18	【資料名・該当箇所】	施設概要書（２）施設の利用実績のうち、調理実習室の利用実績は次のとおりです。											
	【質問事項】 調理実習室は使用されているのか		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>利用者数</th> <th>利用料金収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和４年度</td> <td>607 人</td> <td>197,425 円</td> </tr> <tr> <td>令和５年度</td> <td>772 人</td> <td>230,330 円</td> </tr> <tr> <td>令和６年度</td> <td>684 人</td> <td>218,210 円</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	利用者数	利用料金収入	令和４年度	607 人	197,425 円	令和５年度	772 人	230,330 円	令和６年度
年 度	利用者数	利用料金収入											
令和４年度	607 人	197,425 円											
令和５年度	772 人	230,330 円											
令和６年度	684 人	218,210 円											
19	【資料名・該当箇所】	現在は、倉庫として使用しています。											
	【質問事項】 以前ゲームコーナーとして使用されていた建物はどのように使用されているのか。												
20	【資料名・該当箇所】	本募集では、指定管理者主体のイベント開催等は含んでいませんが、あらかじめ市長の承認を得たうえで、指定管理者が自らの企画、責任、自己資金において自主事業を実施することが可能です。  民間のノウハウを最も発揮しやすい部分であり、公共施設の活性化や住民サービスの向上に欠かせない事業でもあるため、ぜひ事業計画書にてご提案ください。											
	【質問事項】 指定管理施設が主となって開催しているイベント等があるのか												